

児童福祉の制度・ 手当を紹介します

①児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

●児童扶養手当を受給できるかた

18歳に達する年度末までの児童（心身に障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（配偶者が一定程度障がいの状態にある場合も含む）の父または養育者

※次の場合は、対象になりません。

- ・養育者の所得が一定額以上の場合
- ・養育者、対象児童が公的な年金を受給することができる場合
- ・対象児童が、児童福祉施設などに入所している場合など

●支給内容

4月、8月、12月の3期に分けて支給します。（月額）

児童の数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	41,720円	41,710～ 9,850円
2人目	5,000円を加算	
3人目以降	3,000円を加算	

●所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

●平成20年4月以降の児童扶養手当について

平成20年4月から、手当を受けてから5年以上を経過したかた（8歳未満の児童を監護するかたを除く）は、就労などの実績がない場合、手当額が2分の1に減額されることとなりました。

該当するかたに届書を送付しますので忘れずに提出してください。

※次の場合は、減額対象になりません。

- ・あなたが働いているか、求職活動をしている場合
- ・あなたが身体上または精神上の障がいがある場合
- ・あなたが病気やケガで働くことができない場合
- ・あなたが子どもや親族を介護しなければならないため働くことができない場合

●現況届の提出をお忘れなく

手当を受給しているかたは、毎年8月中に現況届の提出が必要になります。

現況届の提出がないと、8月分以降の手当を受給することができません。忘れずに提出ください。



父子家庭にも児童扶養手当が
支給されることとなりました



平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当を受給するためには申請（認定請求）が必要です。支給要件や所得制限限度額を確認のうえ、該当するかたは、平成22年11月30日（火）までに忘れずに手続きをしてください。

●対象となるかたは？

次の①から⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

※支給要件に該当するかどうかはご相談ください。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が重度の障害（詳細はお問い合わせください）の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

※請求者や児童が公的な年金などを受給していたり、児童が日本国内に住所を有しないとき・児童福祉施設などに入所しているときは支給できません。

●所得制限は？

所得制限限度額は前述のとおりです。所得制限を超えた場合は支給停止となります。